



手当・助成・支援



妊娠・出産に関する手当・助成

制度名	対象者と助成内容	備考	問い合わせ先
特定不妊治療に係る先進医療費助成事業	先進医療会議において審議中の治療を受けたことにより、保険適用外となった特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の費用の一部を助成	助成条件あり	保健所健康課 ☎289-1641
兵庫県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業	がん治療等により生殖機能が低下または失う恐れのある43歳未満の方を対象に妊孕性(妊娠する力)温存治療及び温存後生殖補助医療にかかる費用の一部を助成	助成条件あり	兵庫県疾病対策課 ☎078-341-7711(代)
不妊治療ペア検査支援事業	不妊症の検査を受けられた、姫路市内に住むご夫婦(事実婚を含む)に対し、検査費の一部を助成	助成条件あり	保健所健康課 ☎289-1641
不育症治療支援事業	不育症の検査および治療を受けられた、姫路市内に住むご夫婦(事実婚を含む)に対し、医療費の一部を助成	助成条件あり	保健所健康課 ☎289-1641
妊婦健康診査費助成事業	※P.20をご覧ください	母子健康手帳と一緒に交付	保健所健康課 ☎289-1641
産婦健康診査費助成事業	※P.20をご覧ください	母子健康手帳と一緒に交付	保健所健康課 ☎289-1641
風しん抗体検査・予防接種	※P.20をご覧ください		保健所防疫課 ☎289-1721
親子歯科保健事業(妊産婦歯科健診・子どもの歯みがき相談)	※P.20・23をご覧ください	母子健康手帳と一緒に交付	保健所健康課 ☎289-1641
新生児聴覚検査費助成事業	※P.22をご覧ください	母子健康手帳と一緒に交付	保健所健康課 ☎289-1641
1か月児健康診査費助成事業	※P.22をご覧ください	母子健康手帳と一緒に交付	保健所健康課 ☎289-1641
出産育児一時金	国民健康保険の加入者(被保険者)で出産した方。出生児1人につき50万円(産科医療補償制度対象外の場合は48万8千円)		国民健康保険課 ☎221-2341 または加入する医療保険の窓口
産前産後期間の国民健康保険料の軽減制度	国民健康保険被保険者の方が出産されたとき、出産前後の4カ月間(多胎の場合は6カ月間)の国民健康保険料(所得割額・均等割額)が軽減されます。(必要なもの 国民健康保険証・母子健康手帳)	出産予定日の6カ月前から申請可	国民健康保険課 ☎221-2343
産前産後期間の国民年金保険料の免除制度	国民年金第1号被保険者の方が出産されたとき、出産前後(単胎4カ月間・多胎6カ月間)の国民年金保険料が免除され、保険料納付済期間として扱われます(必要なもの 基礎年金番号通知書または年金手帳・母子健康手帳)	出産予定日の6カ月前から申請可	国民年金窓口 センター ☎221-2332

制度名	対象者と助成内容	備考	問い合わせ先
出産・子育て応援給付金支給事業	全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠・出産時の経済的支援を実施 ・出産応援給付金:妊婦1人あたり5万円 ・子育て応援給付金:新生児1人あたり5万円 ※妊娠8カ月ごろにアンケートを実施 ※所得制限なし	妊娠届出時や「こんにちは赤ちゃん訪問」の際に保健師等の面談を受けた方に対して支給	こども支援課 ☎221-2598
妊産婦タクシー利用料金助成事業	※P.21をご覧ください		こども総務課 ☎221-1521

育児に関する手当・助成

制度名	対象者と助成内容	備考	問い合わせ先
児童手当	高校修了前(18歳到達後最初の3月31日まで)のお子さんを養育している保護者などで、生計を維持する程度の高い方。お子さん1人につき10,000円、3歳未満は15,000円、第3子以降は30,000円	所得制限なし	こども支援課 ☎221-2312
乳幼児等医療費助成制度	0歳～小学3年生まで健康保険で診療を受けた場合の自己負担額を全額助成	所得制限なし	福祉総務課 ☎221-2307
こども医療費助成制度	小学4年生～18歳到達後最初の3月31日まで健康保険で診療を受けた場合の自己負担額を全額助成	所得制限なし	福祉総務課 ☎221-2307
就学援助	経済的な理由により就学が困難な市立の小学校・中学校・義務教育学校に通う児童・生徒の保護者に対して、就学援助費を支給	所得制限あり	各学校 教育委員会学校指導課 ☎221-2762
育児休業給付金	雇用保険の被保険者の方が、原則1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、「育児休業給付金」を支給子の出生後8週間の期間内に、合計28日を限度に産後パパ育休を取得した場合、「出生時育児休業給付金」を支給	支給要件あり	ハローワーク姫路 雇用保険適用課 ☎222-8609
求職活動関係役務利用費	雇用保険の受給資格者等が、求人者との面接等をしたり、教育訓練を受講したりするため、子のための保育等サービスを利用した場合、そのサービス利用のために負担した費用の一部を助成	支給要件あり	ハローワーク姫路 雇用保険給付課 ☎222-8609

ひょうご子育て応援の店事業

子育て世帯を対象に料金の割引や各種サービスなどを行う店舗。会員登録により、協賛店舗で各種サービスが受けられるパスポートを発行します。パスポートは全国の都道府県でも利用可能。

問 兵庫県県民生活部男女青少年課家庭応援班 ☎078-362-3385



ひょうご子育て応援の店パスポート



このステッカーが目印です!!

▲協賛店ステッカー

ひとり親の方への手当・助成・支援

制度名	対象者と助成内容	備考	問い合わせ先
児童扶養手当	ひとり親家庭のお子さんの母または父もしくは養育者。お子さんの人数により月45,500円～(一部支給は10,740円～)	所得制限あり	こども支援課 ☎221-2311
母子家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭の母子・父子・遺児が健康保険で診療を受けた場合の自己負担額から、次の一部負担金を差し引いた額を助成 ・外来時:医療機関ごとに1日につき800円を限度に、月に2回まで ・入院時:定率1割負担で、医療機関ごとに月3,200円が上限額	所得制限あり	福祉総務課 ☎221-2307

＜以下は広告スペースです＞

害虫駆除

その他
イタチ・ハト
ムカデ
アライグマなどなど

スズメバチ
ネズミ
シロアリ
アライグマ
コウモリ

株式会社 むし虫ハンター 調査・見積り無料!

神崎郡福崎町山崎424-2 0790-24-3222



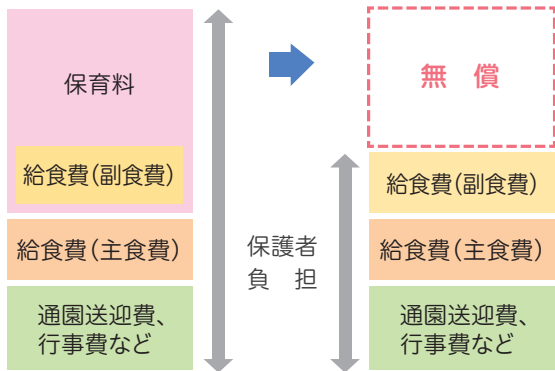
幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

3～5歳児は、保育料が無償(申請不要)

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間です
※幼稚園、認定こども園の教育標準時間(1号認定)を利用する子どもは、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償になります
 - 預かり保育(幼稚園・認定こども園)を利用している人は下記参照
- チェック** 副食費などの食材料費、通園送迎費、行事費などは引き続き有償(保護者負担)です
- ※年収360万円未満相当世帯の子どもと、すべての世帯の第3子以降の子ども(1号認定については小学3年生まで、2号認定については保育所等を利用する最年長の子どもを第1子として数える)は、副食費(おかず・おやつ等)が免除されます

(2号認定の子どもの場合)



0～2歳児は、住民税非課税世帯のみ保育料が無償(申請不要)

- それ以外の世帯で子どもが2人以上いる世帯は、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子として数え、0～2歳の第2子は半額、第3子以降は無償になります
※年収360万円未満相当世帯は、第1子の年齢は問いません

預かり保育(幼稚園・認定こども園)を利用している人は1日の上限450円、利用日数に応じて、最大月額11,300円(2歳児クラスの満3歳で住民税非課税世帯は16,300円)まで利用料が無償(要申請)

- 対象は、市から「保育の必要性の認定」を受けた人です。認定には、就労など認可保育所の利用と同等の要件が必要です
- 申請手続きなど、詳しくはホームページや利用する施設でご確認ください

無償化の対象となる届出保育施設(認可外保育施設)等を利用する子ども

3～5歳児は 最大月額37,000円まで保育料が無償(要申請)

0～2歳児は、住民税非課税世帯のみ 最大月額42,000円まで保育料が無償(要申請)

- 対象は、認可保育所、認定こども園等を利用していない人で、市から「保育の必要性の認定」を受けた人です。認定には、就労など認可保育所の利用と同等の要件が必要です
- 申請手続き、対象施設など、詳しくはホームページや利用する施設でご確認ください

チェック 一時預かり事業(一時保育)、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象です

※届出保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育施設等を指します
※対象となる届出保育施設は、都道府県等に届け出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です(基準を満たしていない場合でも、猶予期間中(令和6年9月まで)は対象となります)
※企業主導型保育事業は、無償化の対象となりますが、詳細は各施設へお問い合わせください

就学前の児童発達支援等を利用する子ども

3～5歳児は、利用料が無償(申請不要)

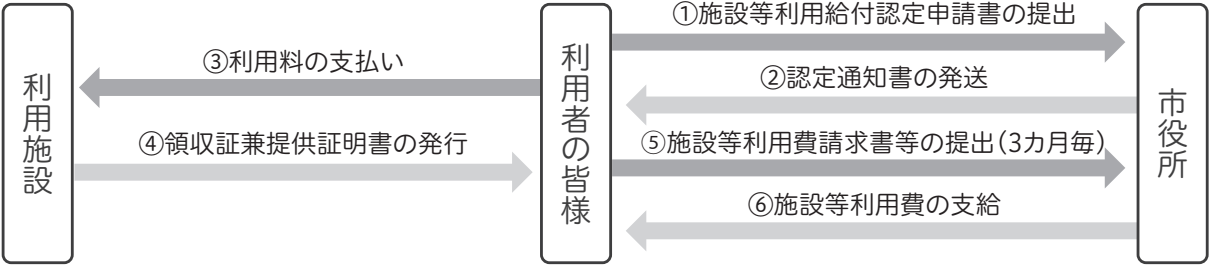
- 0～2歳児の無償の対象(第2子以降の取り扱い等)は、従前から変更ありません
- 無償化に関して詳しくはこども保育課ホームページ「幼児教育・保育の無償化について」をご覧ください

問 児童発達支援等について 障害福祉課 ☎221-2309

問 上記以外に関すること こども保育課 ☎221-2313

施設等利用給付に必要な手続き

手続きの流れ(概要)



■「保育の必要性の認定」に係る申請手続き①

- 「施設等利用給付認定申請書」と添付書類をこども保育課に提出(電子申請可、郵送不可)
※添付書類はP.30をご確認ください
※認定開始日は認定申請日(こども保育課受付日)より前に遡及できませんのでご注意ください
※認定申請(現況届)は毎年必要となります。対象者には、毎年夏頃に案内を送付する予定ですので、再度必要書類を添付の上、申請をしてください

■給付の手続き④⑤⑥

- 施設等利用給付は償還払い(一旦支払った費用が、後から返金される仕組み)となります。利用料については通常通り施設にお支払いください
- 給付は年4回です。1月、4月、7月、10月の各月20日までに請求書を提出いただき、支払いは各月の請求期限から約2カ月後です
- 「施設等利用費請求書」には、利用施設から発行される「領収証兼提供証明書」を添付してください(郵送可)

施設等利用給付認定申請に必要なもの

- 施設等利用給付認定申請書
- 父母それぞれの保育を必要とする事由に応じたP.30の添付書類(3カ月以上前に作成された書類は無効)
- ひとり親世帯の方は、住民票の写し(世帯全員、本籍地、続柄記載のもの)。外国籍の方は、離婚届記載事項証明書も必要です
- 0歳児から2歳児で市民税非課税世帯の内、令和6年1月1日現在、姫路市に住民登録がなかった方については、課税証明書(令和6年度分)

※世帯状況や課税状況を確認するため上記以外の書類が必要な場合があります

申請手続きや、申請様式など
詳しくはホームページをご覧ください



幼児教育・
保育の無償化



施設等利用給付
に必要な手続き



施設等利用給付
認定申請フォーム

〈以下は広告スペースです〉

学資金のご準備に学資保険が
不向きだと考える3つの理由

- 18年と長期の運用にも関わらず、学資保険の運用率が一定のため物価の上昇(インフレ)に対応できない。
- 学資金のご準備が目的にも関わらず、パパ(ママ)の保証が付加されているので、保険料が高くなる。
- 万一、お支払いの途中で保険料の支払いが困難になったり、お金(解約金)が必要になった時、解約金が支払った保険料より減ってしまう可能性がある。

学資保険に代わる

学資金のご準備に

投資信託(NISA)

変額保険

外貨(米ドル)積立

定期預金



ライフメイト株式会社

姫路市飾磨区三宅3丁目12

TEL.0120-485-482

◆◆◆ ご連絡をお待ちしております ◆◆◆

●保育を必要とする事由に応じた添付書類

保育を必要とする事由	必要な証明書類等
就労・就労内定 (月48時間以上)	就労証明書(証明日から3カ月以内のもの)* ●きょうだいで同時に申請される場合は、1部原本を取得し、きょうだい分コピーしてください ●就労証明書について、就労先に無断で作成、改変を行ったり、虚偽の記載を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります ●自営業等をされている方で、事業主である場合は、ご自身で就労証明書を記入してください。 自営業、内職の方は下記㉔㉕㉖、㉗㉘いずれかを必ず添付(法人化している場合は不要) 個人事業主の方、内職の方: ㉔ 開業届(写し)、㉕ 確定申告書(第一表および第二表)、 ㉖ ㉗㉘を提出できない場合は、事業の実態が具体的に確認できる書類 配偶者が個人事業主で、その自営の手伝いをされている方: ㉗ 確定申告書(自営業主の確定申告書の事業専従者の箇所に手伝いの方の氏名が記載されているもの)、㉘ ㉗を提出できない場合は、自営業の手伝いとして従事していることが具体的に確認できる書類 ●㉗㉘でご提出いただいた書類で実態が確認できない場合、別書類の提出をお願いすることがあります ●起業の準備等で事業の実態が確認できる書類が提出できない場合は、求職活動での申請となります
妊娠・出産	母子健康手帳の「氏名・交付番号」および「出産(予定)日」記載面の写し ●認定期間は出産予定月の前後2カ月以内に限る
保護者の疾病・障害など	診断書(証明日から3カ月以内のもの)* ●ただし、身体障害者手帳(1級～3級)、療育手帳(A、B1)、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付を受けている場合はその手帳の写し(氏名・手帳番号・等級・障害内容の記載面)でも可
病人の看護など(月48時間以上) (原則同居で常時看護・介護している場合に限る)	看護等確認書・診断書(証明日から3カ月以内のもの)* ●ただし、身体障害者手帳(1級～3級)、療育手帳(A、B1)、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付、介護保険の要介護認定(要介護3～5)を受けている場合はその手帳または介護保険被保険者証の写し(氏名・手帳番号・等級・障害内容(要介護度)の記載面)でも可
家庭の災害	地区の消防署長の確認書
求職活動	誓約書兼就労予定申立書* ●ハローワークの「求職受付票」や「雇用保険受給資格者証」の交付を受けている場合はその写し ●認定期間は認定開始月から3カ月です
技能習得中・学生 (①②いずれも必要)	①職業訓練学校・大学などの在学証明書 ②在学期間・就学時間などが記載されたもの(例:カリキュラム表など)

※印が付いたものについては所定の様式があります。市役所(こども保育課)に取りに来ていただくか、ホームページからダウンロードしてください

問 こども保育課 ☎221-2313

〈以下は広告スペースです〉

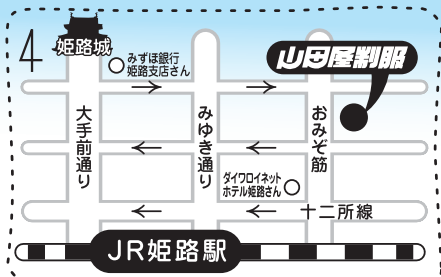


株式会社 **山田屋制服**

創業78周年

学生服専門店として、姫路市・加古川市を中心に西播磨を含め、小学校、中学校、高等学校の各種制服などを取り扱っております。

ホームページ <https://yamadayaseifuku.jp>



山田屋制服

営業時間/AM10:00～PM18:00
TEL.079-223-0710

姫路市紺屋町30 おみぞ筋商店街